

平成29年7月19日
北杜市役所 大会議室

市職員向け 景観まちづくり研修会

資 料

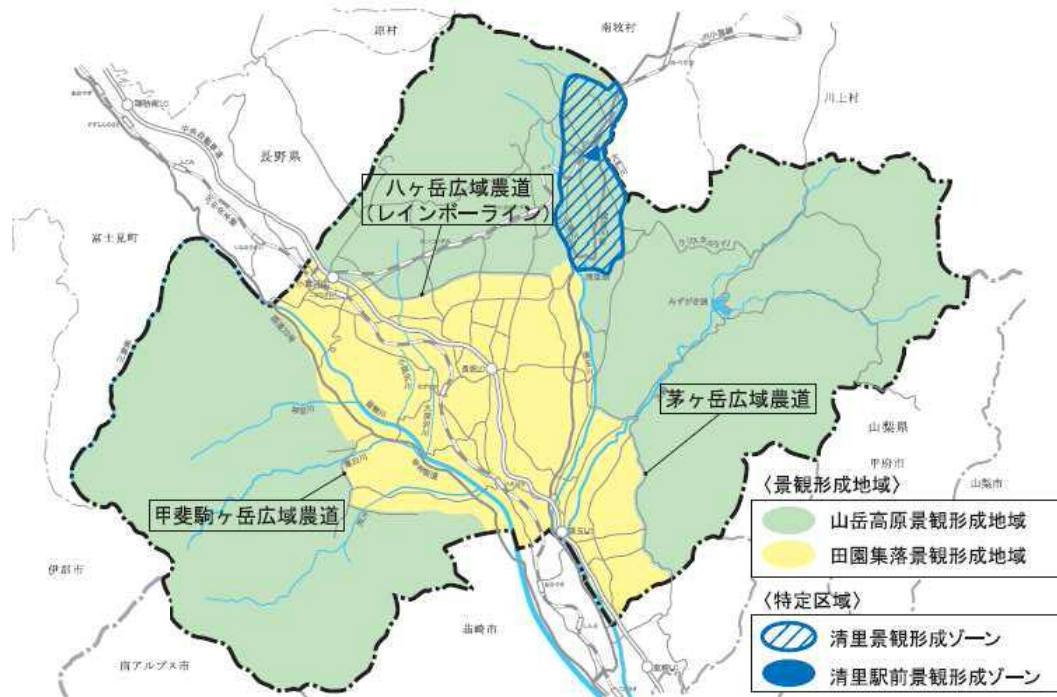
北 杜 市

建設部まちづくり推進課

| 項 目 | ページ |
|-----------------|-----|
| 北杜市景観計画について | 3 |
| 北杜市景観条例について | 7 |
| 景観に配慮した防護柵等について | 13 |
| 山梨県屋外広告物条例について | 21 |
| サイン計画（指針編）について | 23 |
| 自然色シート・ネットについて | 25 |

北杜市景観計画について

- 景観計画は、景観法に基づく良好な景観の保全・形成を図るための法定計画。
- 北杜市は、平成17年10月に景観法に基づく景観行政団体となり、平成22年12月に北杜市景観計画を策定。
- 北杜市景観計画は、北杜市らしい良好な景観づくりを総合的かつ計画的に推進するために、市民等で構成された策定員会、景観研究会の意見を反映して、景観形成の理念や目標、景観形成の方針、実現に向けた取組などの指針として策定。
- 景観計画の区域は、市域全体を概ね広域農道で区分し、山岳高原景観形成地域と田園集落景観形成地域の二地域で構成。





景観のルールづくり



山岳・眺望景観



自然景観



暮らしの景観



界わいの景観

歴史・文化的景観



里山・農村景観







北杜市景観条例について

- 景観条例は、良好な景観形成の促進を図るため、景観計画を定めること、景観計画区域内における行為の制限に関することなどを規定。
- 景観計画区域内における行為に制限をかけるため、一定規模以上の行為に届出を義務付け。届出は行為着手の30日前まで。
- 景観計画区域内で届出対象行為を行う場合は、景観形成基準に適合するものにしなければならない。
- 景観形成基準に適合しない場合は、設計の変更等を勧告することができる。
- 特定届出対象行為（建築物及び工作物の新築等）が形態又は色彩その他の意匠の制限に適合しない場合は、設計の変更等を命令することができる。
- 条例により、勧告又は命令を受けた者がこれに従わなかった場合は、氏名等を公表することができる。
- 法により、命令違反、未届及び虚偽の届出等の場合には罰金の規定あり。

まちづくり推進課からのお願い

- 国及び地方公共団体が行う届出対象行為については、適用除外のため届出は不要ですが、事前に通知が必要になりますので提出をお願いします。
(10㎡以上の建築物を新築・増改築等する場合は、まちづくり条例の規定により事前協議が必要)

○ 届出対象行為は以下のとおり。

| 行為の種類 | | 山岳高原景観形成地域 | 田園集落景観形成地域 | |
|----------------------------|-------------------------|---|--|-----------------------|
| 建築物 | 新築、改築、増改築若しくは移転 | 行為部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの | 高さ13m又は行為部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの | |
| | 外観の模様替え、色彩の変更 | 行為部分の面積の合計が10㎡を超えるもの | 高さ13m又は床面積の合計が500㎡を超えるもので、変更部分の面積の合計が10㎡を超えるもの | |
| 工作物 | 新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更 | 垣、さく、塀の類 | 高さ1.5mを超えるもの | 高さ3mを超えるもの |
| | | 電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類 | 高さ15mを超えるもの (特定区域については、高さ10mを超えるもの) | 高さ15mを超えるもの |
| | | 煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類 | 高さ5mを超えるもの | 高さ13mを超えるもの |
| | | 遊戯施設、貯蔵プラント、貯蔵施設、処理施設の類 | 高さ5m又は築造面積10㎡を超えるもの | 高さ13m又は築造面積500㎡を超えるもの |
| | | 事業用太陽光発電施設(建築物へ設置するものを除く) | 出力10キロワット以上のもの | 出力10キロワット以上のもの |
| 土地の形質の変更 | | 行為面積が300㎡を超えるもの又は高さ1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの | 行為面積が1,000㎡を超えるもの又は高さ3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの | |
| 鉱物の採取又は土石の類の採取 | | 行為面積が300㎡を超えるもの又は高さ1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの | 行為面積が1,000㎡を超えるもの又は高さ5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの | |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積 | | 高さ1.5m又は面積100㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの | 高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの | |
| 木竹の伐採 | | 土地の用途変更を目的とした高さ10mを超えるもの又は伐採面積300㎡を超えるもの | 土地の用途変更を目的とした伐採面積が300㎡を超えるもの | |

○ 景観形成基準の例(山岳高原景観形成地域)

| 行為の種類 | 配慮項目 | 景観形成基準（抜粋） | |
|--|------|--|---|
| 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更を伴う修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 | 配置 | <ul style="list-style-type: none"> 敷地の許す範囲内で、道路・隣地境界線からできるだけ後退し、沿道及び隣地相互に空間を確保する。 建築物はできるだけ目立たないような位置に配置し、周辺の山々の眺望を阻害しないように努める。 敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m以上後退するものとする。ただし、清里駅前景観形成ゾーンは除く。 建築物の高さは13m以下とする。 | |
| | 外観 | 規模 | <ul style="list-style-type: none"> 周辺及び背景となる景観との調和に努める。 個々の建築物等の規模及び高さは極力抑え、周辺の樹林を超えないようにする。 周辺の山々の眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えない規模及び建築物等と敷地とのバランスに配慮する。 |
| | | 意匠形態 | <ul style="list-style-type: none"> 周辺の山々の背景となる山並みのスカイライン、防風林等の樹林、周囲の建築物等の形態との調和に努める。特に、周囲にまとまりのある農地、歴史的なまちなみ、集落地その他の街路景観の整っている地域については、隣地及び周辺との連続性に十分配慮する。 屋根の形状は、原則として勾配屋根で適度な軒の出を有するものとし、勾配は、背景の山並み及び周辺の建築物等との調和に努める。 |
| | | 色彩等 | <ul style="list-style-type: none"> 外壁及び屋根は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の樹林農地及び集落の景観に調和した色調とする。 基調となる色彩は、原則として彩度は2以下とする。ただし赤系(R)、黄系(Y)又は橙系(YR)の色相で、明度が4以下のものについては、彩度を4以下とする。なお、清里駅前景観形成ゾーンについては、彩度、明度の基準は適用しないものとする。 使用する色数はできるだけ少なくするよう努める。 |
| | | 材料 | <ul style="list-style-type: none"> 外観及び外構には、自然景観及び周辺景観と違和感のあるような材料はできるだけ避け、地域特有の材料又は天然の材料をできる限り用いるものとする。 |
| | 緑化 | <ul style="list-style-type: none"> 敷地境界には樹木等を活用し、フェンス、塀等による場合はできるだけ低くし、自然素材を用いる等周辺景観と調和するように配慮する。特に、現状において生垣が形成されている集落の沿道内は、やむを得ない場合を除き、生垣とする。 駐車場、駐輪場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努める。 既存の樹木は、可能な限り保存又は移植をし、修景に生かす。 使用する樹種は、周辺の樹林、緑地又は道路等の公共空間と調和した地域の風土に合ったものとするように努める。 できる限り敷地の30%以上の緑地面積を確保する。 | |

○ 提出書類（建築物の新築等の場合）

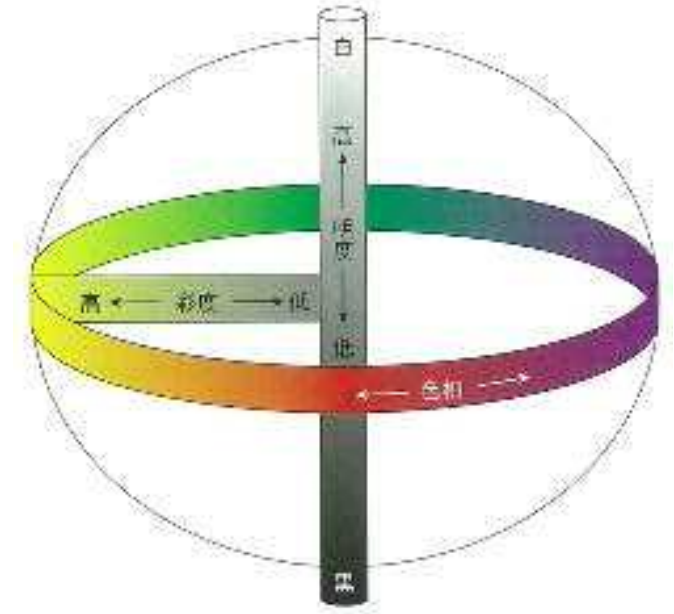
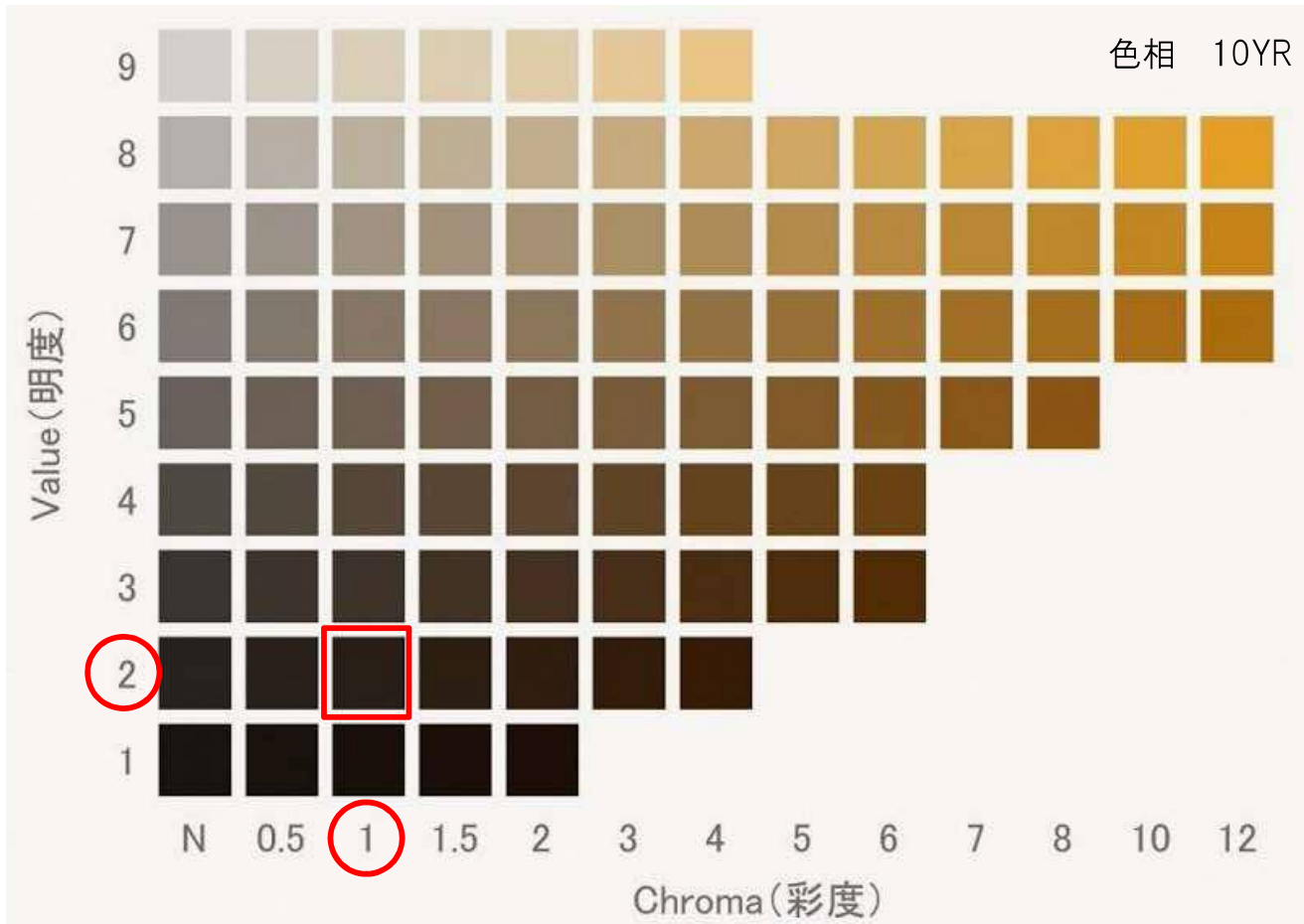
| 種類 | 明示すべき事項 |
|-----------|--|
| 位置図 | 方位、道路又は目標となる地物及び行為の位置 |
| 配置図 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 縮尺、方位並びに敷地の形状及び寸法 ▪ 敷地の境界及び建築物又は工作物の位置 ▪ 敷地に接する道路の位置及び幅員 ▪ 道路境界線及び隣接境界線から建築物又は工作物までの距離 ▪ 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 ▪ 擁壁、垣、柵、塀等の高さ、長さ及び色彩 |
| 平面図・立面図 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 縮尺、寸法、材料の種別及び仕上の方法 ▪ 色彩（マンセル記号による表示） ▪ 擁壁、垣、柵、塀等の高さ、長さ及び色彩 |
| 現況写真 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 行為地及び周辺の状況を表すもの（2～3か所程度） ▪ 写真を撮った位置 |
| 着色した完成予想図 | 完成後の色彩イメージが分かるもの |

【参考】マンセル表式（マンセル値）

- 色を定量的に表す体系。色彩を色の三属性（色相：色合い、明度：明るさ、彩度：鮮やかさ）によって表現。

10 Y R 2 / 1 （じゅうわいあーる にのいち）

色相 明度 彩度



【参考】北杜市景観条例に適合する色彩の一例

※ 印刷のため実際の色彩と異なります。



景観に配慮した防護柵等について

- 『景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン』（国土交通省 平成16年3月）
 - ・ 防護柵の形状・色彩は必ずしも周辺景観と調和していない。
 - ・ 周辺の景観や街並みと道路とを調和させることが理想、景観への妨げを減らす配慮が必要。
 - ・ 道路景観全体の向上を目指すことを目的に、防護柵の設置・更新を検討するにあたっての考え方を整理。
- 防護柵の課題
 - ・ 必ずしも防護柵としての機能が求められていない場所に設置されている。
 - ・ 周辺景観の中で防護柵が目立っている。
 - ・ 外部への眺望が阻害されている。
 - ・ 形状、色彩の異なる防護柵が隣接して設置されており、煩雑な印象となっている。
 - ・ 近接して設置される他の道路施設との景観的統一性がない。
 - ・ 歩行者が触れる施設としての配慮に欠けている。



○ 景観に配慮した防護柵整備にあたっての留意事項

- ・ 必要性の判断
 - ▶ 防護柵の本来的な役割が必要とされない場所には、防護柵を設置しないことが基本。
- ・ 景観に優れた他施設による代替
 - ▶ 防護柵を景観に優れた他の施設で代替することが適切な場合には、それらを用いることが基本。
 - ▶ 既存の防護柵については、他施設で安全性を確保することが可能な場合には、更新時等に併せて、景観に優れた他の施設へ替えることが基本。
- ・ 道路の新設時、改築時における景観的配慮
 - ▶ 安全性や経済性の検討に加えて、防護柵の設置を必要としない道路構造を検討することも必要。
- ・ シンプルな形状（付加的な装飾の抑制）
 - ▶ 構造的・機能的に必要な最小限の部材で構成されたシンプルな形状であることが基本。
 - ▶ 地域の特産物を表現したレリーフや絵等、付加的な装飾は、景観的配慮とは言えない。また、防護柵が本来有する機能を損なうおそれがあるため、避けることが基本。

- ・ 透過性への配慮
 - ▶ 主に自然景観や田園景観が広がっている地域において、周辺への眺望を確保する必要がある場合には、透過性の高い形式とすることが基本。
- ・ 存在感の低減
 - ▶ 壁型剛性防護柵は、道路内部、外部からコンクリート壁の存在感を低減させる工夫を行うことが望ましい。
- ・ 人との親和性に配慮したデザイン、材質
 - ▶ 歩行者の間近に存在すること、直接触れることに対する配慮を行うことが基本。
 - ▶ 地域の状況によっては、木製の防護柵を用いることも考えられる。



○ 色彩

・ 防護柵の色彩の基本的な考え方

- ▶ 周辺景観の中で必要以上に目立たない塗装色の選定が原則。
- ▶ 我が国の伝統的な街並みや現代の建築物の外壁（10YR系が基調色）の色彩を踏まえ、防護柵の基本とする色彩を提示。

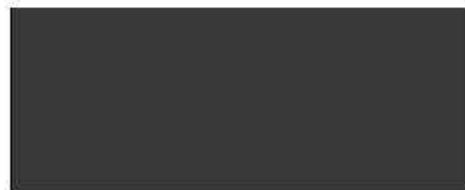
| 基調とする色の名称 | 標準マンセル値 |
|---------------|-------------------|
| ダークブラウン(こげ茶色) | 10YR 2.0 / 1.0 程度 |
| グレーベージュ(薄灰茶色) | 10YR 6.0 / 1.0 程度 |
| ダークグレー(濃灰色) | 10YR 3.0 / 0.2 程度 |



○ダークブラウン
10YR 20/1.0 程度



○グレーベージュ
10YR 60/1.0 程度

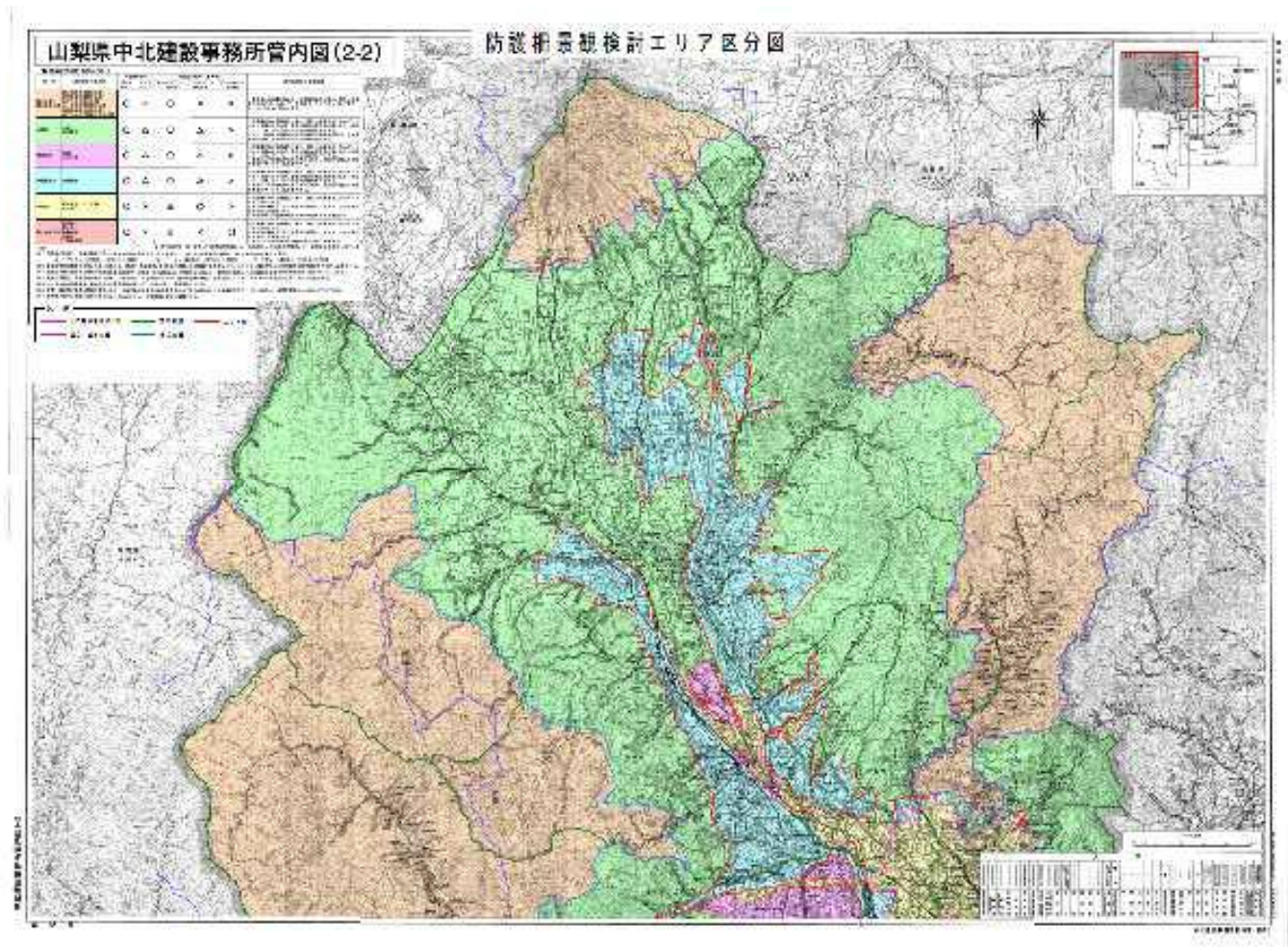


○ダークグレー
10YR 3.0/0.2 程度

※ 印刷のため実際の色彩と異なります。

○ 鋼製防護柵の選定について(山梨県)

- ・ 平成21年3月に「美しい県土づくりガイドライン」が制定されたことに伴い、県が発出した県庁内部の通知。
- ・ 鋼製防護柵の形式・色彩の選定について、県内全域を、地域の地形・利用状況を勘案したエリア分けを行い、各々のエリアにおける選定基準を定めている。(平成21年度から新設する鋼製防護柵について適用)



| 区分 | 具体的な背景の例 | 防護柵の形式 | | 防護柵の色彩(基本色) | | | 選定基準及び留意事項 |
|----------------|--|--------|--------|-------------|---------|--------|--|
| | | ガードパイプ | ガードレール | ダークブラウン | グレーベージュ | ダークグレー | |
| 国立公園 県立自然公園 | 秩父多摩甲斐国立公園 八ヶ岳中信高原国立公園 南アルプス巨摩県立自然公園 | ○ | × | ○ | × | × | <ul style="list-style-type: none"> 環境省との協議において、形式は透過性に優れ、重たい印象を与えないガードパイプ、色彩はダークブラウンとしているため、整合を図る。 |
| 山間部 | 山並 自然景観 | ○ | △ | ○ | △ | × | <ul style="list-style-type: none"> 防護柵の形式は透過性に優れ、重たい印象を与えないガードパイプとするが、景観上特別の配慮を必要としない区間については、ガードレール形式の使用も可とする。 特に、夜間及び農務時の視認性確保が必要な区間は、視線誘導標の設置、反射シールの貼付け等を検討する。 |
| 果樹地帯 | 桃園 ぶどう園 | ○ | △ | ○ | △ | × | <ul style="list-style-type: none"> 防護柵の形式は透過性に優れ、重たい印象を与えないガードパイプとするが、景観上特別の配慮を必要としない区間については、ガードレール形式の使用も可とする。 季節により背景色が大きく異なるため、長期的な視点で周囲の景観にマッチする色を選択する。 |
| 田園景観部 | 田園地帯 | ○ | △ | ○ | △ | × | <ul style="list-style-type: none"> 防護柵の形式は透過性に優れ、重たい印象を与えないガードパイプとするが、景観上特別の配慮を必要としない区間については、ガードレール形式の使用も可とする。 季節により背景色が大きく異なるため、長期的な視点で周囲の景観にマッチする色を選択する。 |
| 市街地 | 建ち並ぶビル・店舗 住宅街 | ○ | × | △ | ○ | × | <ul style="list-style-type: none"> 防護柵の形式は透過性に優れ、重たい印象を与えないガードパイプ形式とする。 歩行者が触れることに配慮する区間は、ボルト・ナット等の露出を抑えた構造とする。 比較的明るい色調の街並みと調和が図れる色を選定する。 |
| 歴史的街並部 | 武田神社、善光寺、舞鶴城跡、 恵林寺、下部温泉郷 | ○ | × | △ | × | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 防護柵の形式は透過性に優れ、重たい印象を与えないガードパイプ形式とする。 観光客が触れることに配慮する区間は、ボルト・ナット等の露出を抑えた構造とする。 落ち着いた色調の施設と調和が図れる色を選定する。 |

○ まちづくり推進課の取組 防護柵等の塗り替え“風景ペイント”

- ・ 八ヶ岳南麓風景街道の会と協働で、市内のガードパイプやガードレールの塗り替えを実施。平成28年度は、東沢大橋駐車場の防護柵を塗り替え。



色彩 10YR 4/1

背景となるドウダンツツジの幹の色と調和するよう、色合わせを行い、ペイント色を決定。

山梨県屋外広告物条例について

- 屋外広告物（看板）は、山梨県屋外広告物条例による規制されており、設置又は表示する際は、山梨県知事（北杜市の場合は北杜市長）の許可が必要。
- 地域特性に応じた規制を設けるため、県内を第一種禁止地域、第二種禁止地域、第一種許可地域、第二種許可地域、第三種許可地域に区分。（北杜市には第三種許可地域はない）
- 主な規制は、看板の高さ、表示面積、色彩、設置場所、部材等であるが、看板の種類によって規制は異なる。
- 特に表示内容の変化する看板（LED看板等）は、設置ができないので注意。
- 許可期間は看板の種類に応じて60日から3年。
- 看板の種類、許可期間等に応じて許可申請手数料を徴収。
- 国又は地方公共団体が公益目的のために設置するものは、条例の適用除外となるため、許可は不要。
- ただし、民間看板との整合性や調和を図るため、屋外広告物条例から逸脱するような看板の設置は避けなければならない。

まちづくり推進課からのお願い

- 市が設置する看板は適用除外となりますが、民間看板との整合性や調和を図るため、屋外広告物条例の許可基準を遵守してください。
(許可基準は、設置する場所、看板の表示内容等によって異なりますので、詳しくはまちづくり推進課景観まちづくり担当へ相談してください)
 - 新たに看板を設置する場合又は既存の看板を改修等する際は、寸法や色彩（マンセル値）を記載した図面等をご用意いただき、事前にまちづくり推進課に協議をしてください。
 - 看板を設置した場合は、必ず公共サイン台帳に登録をしてください。
(平成24年8月、平成27年12月の部長会議で周知)
 - 看板設置後は、所管課において適切に管理をしてください。（老朽化、腐食、退色等）
 - 不要になった看板は、所管課において除却してください。
-
- 市有地を民間看板の設置のため貸付する（している）場合は、必ず屋外広告物条例の許可を得るよう貸付先に指導をしてください。
(北杜市公有財産管理規則第18条第2項では、契約書に必要な貸付の条件を付けることができると規定されています)
 - 指定管理施設について、所有権が市にある看板は適用除外となりますが、指定管理者が独自に設置する看板は条例の適用を受けますので、必要に応じて指導をお願いします。

サイン計画（指針編）について

- 特に公共サインについて、市として統一した考え方をもとに、効率的かつ効果的に整備するため指針。
- 本当に必要なサインを見極めて不必要なサインは整理統合する。
- サイン計画の基本的な考え方
 - ・ 良好な景観を妨げる要因とならないこと
 - ▶ サイン自体が必要以上に存在感を主張するよりも、景観にとけこむようなサインのあり方がふさわしい。
 - ・ サインは最小限にすること
 - ▶ サインを体系的に整備し、整理統合できるものは整理統合を進める。
 - ・ サインのあり方を統一すること
 - ▶ 設置の考え方や仕様などを統一する。
 - ・ どのような人でも公平に案内誘導すること
 - ▶ 必要な情報がすぐにわかり、市を訪れる誰もがおもてなしを感じられるような、わかりやすい案内誘導が望まれる。

○ 北杜市公共サイン(案内・誘導)整備計画

- ・ 北杜市サイン計画(指針編)等を基本として、法令・通達に拠りながら、現実的かつ効果的な整備を行うための計画。
 - ▶ 山梨県が設置した標識との連続性・整合性をとること
 - ▶ できるだけ既設標識への添架とし、いたずらに増やさない
 - ▶ 「観光案内標識」を連携させる。



○ デザインの基準(抜粋)

文字の大きさ：20cmを基準・標準とする。

標識版の色：106系、108系は地を青色、文字を白色とする。

104系 地を白色、文字・矢印・縁は青色。

文字の字体：白文字は丸ゴシック体(ナールD)、青文字は丸ゴシック体(ナールDB)

英数字はヘルベチカ・デミボールド

※ 景観や目的に配慮して以下を付加

標識版の色：ピクトグラムをアクセントとして、青と白以外の色も部分的に使用することを可能とする。

支柱の色：こげ茶色とする。





標識版の裏面：同じくこげ茶色とする。

観光案内標識：ヤマナシブラウン＋白文字。裏面塗装。



自然色シート・ネットについて

- 県は、官民協働で自然色シートと自然色ネットの普及を推進。
- 自然色とは、周辺景観に自然にとけ込む色のことで、官民協働の組織「自然色シート・ネット普及研究会」で推奨色を設定。

| | | |
|-------------|-------------------------|---|
| 「自然色シート推奨色」 | ダークブラウン 10YR 4/1.5程度 |  |
| | グレーベージュ 10YR 7/1程度 |  |
| 「自然色ネット推奨色」 | ダークブラウン 10YR 3/1程度 |  |
| | グレー系 10YR 6/1程度 |  |



まちづくり推進課からのお願い

- これまで広くブルーシートが浸透し使用されてきましたが、新規購入等に際しては、景観に自然にとけ込む自然色シートの使用に御協力をお願いします。
(自然色シートを購入・使用した際は、景観まちづくり担当へ連絡をお願いします。)

自然色シート



これを使
いました!

ダークブラウン
10YR 4/1.5



ブルーシート



自然色シート

自然色ネット



これを使
いました!

ダークブラウン
10YR 3/1



ブルーネット



自然色ネット